

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月30日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

#### 広島県公安委員会規則第10号

##### 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表3警察官駐在所の部広島県佐伯警察署の款五月が丘警察官駐在所の項中「石内上一丁目」の次に「、石内東一丁目～四丁目」を加え、同表備考中「平成27年2月2日」を「平成27年8月3日」に改める。

##### 附 則

この公安委員会規則は、平成27年8月3日から施行する。